

個別学習用デジタルドリルの利用契約に係る実施要領

1 目的

本要領は、個別学習用デジタルドリルの利用契約に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものとする。

2 概要

(1) 利用物件名

個別学習用デジタルドリル

(2) 内容

別紙仕様書のとおり

(3) 利用期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

(4) 利用場所

市内13小中学校

4 見積上限額

金66,968,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 実施方式

公募型プロポーザル方式

6 スケジュール

公募開始	令和6年10月16日（水）
質問締め切り	11月8日（金）正午
質問回答	11月13日（水）
参加申込書提出期限	11月15日（金）正午
参加資格審査通知発送	11月22日（金）
企画提案書提出期限	12月4日（水）
プレゼンテーション実施	12月24日（火）
審査結果通知発送	1月中旬予定
仕様内容についての協議	1月下旬予定

7 参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に定める者に該当しない者であること。
- (2) 守山市建設工事等入札参加資格停止基準（平成 23 年告示第 158 号）に基づく入札参加資格停止の措置期間中でないこと。
- (3) 国税（法人にあっては「法人税ならびに消費税および地方消費税」、個人にあっては「所得税ならびに消費税および地方消費税額」）および市町村税（本店および本プロポーザルに参加しようとする支店等所在地の市町村等に係るもの。法人にあっては「法人市町村民税、固定資産税」、個人にあっては「市町村民税、固定資産税」）を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者または会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (6) 次のアからカまでのいずれかの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店または常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に定める暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員（同条第 6 号に定める暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に、暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 過去3年以内に本市と同規模以上の自治体において、同種業務の実績が3件以上あること。
- (8) ISO/IEC 27001(情報セキュリティマネジメント規格)、JIS Q 15001(個人情報保護マネジメントシステム規格)、またはプライバシーマークを取得していること。

7 質問・回答

(1) 提出方法

別添の質問書（様式第3号）により、持参または電子メールのいずれかの方法で提出すること。

※ 電子メールの場合は、必ず電話等で送信した旨を連絡し、担当課に着信したことを確認すること。

※ 郵便の場合は、受取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

※ 電話または口頭による質問は受け付けない。

(2) 提出期限

令和6年11月8日（金）正午まで

(3) 提出先

守山市吉身二丁目5番22号

守山市教育委員会事務局学校教育課

電話 077-582-1141（直通） FAX 077-582-9441

電子メール gakkokyoiku@city.moriyama.lg.jp

(4) 回答方法

市ホームページに掲載する。

(5) 回答日時

令和6年11月13日（水）正午 予定

8 参加申込

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、本実施要領、仕様書および守山市財務規則（昭和39年規則第6号）等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

（発行後3か月以内・写し可・1部ずつ）

ア 公募型プロポーザル参加申込書（様式第1号）

イ 履歴事項全部証明書（登記事項証明書）（法人のみ）

ウ 身元証明書（個人のみ）

エ 印鑑証明書

オ 直近年度の国税（法人税ならびに消費税および地方消費税）、市町村税の完納証明書（法人の場合）

カ 直近年度の国税（所得税ならびに消費税および地方消費税）、市町村税の完納証明書（個人の場合）

※1 国税に未納がないことを証する書類は、原則として「その3の2」または「その3の3」。「その3」の場合、消費税および地方消費税のほかに、所得税または法人税の選択が必要。

※2 市町村税の完納証明書は本店および本プロポーザルに参加しようとする支店等所在地の市町村等に未納がないことを証する書類。

※3 市町村税の完納証明書の書式がない場合は、直近1年分の納税証明書を添付することとし、法人の場合は「法人市町村民税、固定資産税」、個人の場合は「市町村民税、固定資産税」に未納がないことがわかるものとする。

キ 委任状（支店等と取引をする場合）

ク 業務実績表（様式第2号）

- ・委託業務契約書および仕様書の写し（契約金額は黒塗りを可とする。）
 - ・履行証明書の写し
- いずれかの添付とする。

ケ ISO/IEC 27001(情報セキュリティマネジメント規格)、JIS Q 15001(個人情報保護マネジメントシステム規格)、またはプライバシーマークを取得していることが分かる書類（様式は任意）。

コ 機能要件定義書

※ 守山市入札参加資格登録業者は、イからキの書類は不要です。

(2) 提出期限

令和6年11月15日（金）正午まで

(3) 提出方法

持参または郵送に限る。持参の場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする。なお、郵送の場合は受取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

「7 質問・回答 (3) 提出先」に同じ

(5) 参加資格審査の通知

資格審査を行い、適正と認める者に参加資格を有する旨、令和6年11月22日（金）頃を目処に通知する。

9 企画提案書提出期日および作成方法等

(1) 企画提案書の内容

仕様書および企画提案書作成例に基づき、審査項目毎に改頁するものとする。

(2) 書式

ア 企画提案書はA4とし、横置き・横書き、長辺綴じ、本文のフォントサイズは11ポイント以上とする。ページ数は鑑・用語集を含まず本文のみで20頁以内とする。頁下段中央に「(頁番号)/(総頁数)」と附番すること(鑑はページ番号不要)。印刷は両面・片面のどちらでも可とする。カラー・白黒は問わない。

イ 資料を添付する場合は企画提案書の最終頁以降に「資料〇」と記したインデックスを付けた上で添付することとし、本文中には参照する資料番号を記載すること。資料は頁数に含まない。

ウ 以下の企画提案書作成例を参考とし、評価項目順に作成すること。

エ 左上部の1箇所をホチキス止めすること。

【企画提案書作成例】

・鑑(表紙)

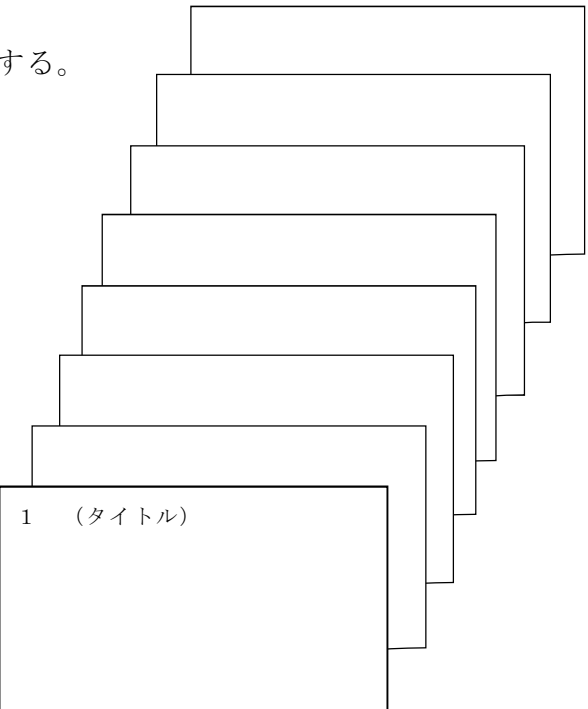
鑑には社名を記入する。

・評価項目(鑑) 1～8までを添付する。

・目次の添付は不要。

(名称) 企画提案書 (提案者名)

1 (タイトル)



(審査項目1～8)

(3) 提案内容についての注意事項

ア 企画提案書の作成については、本要領のほか仕様書を熟読の上行うこと。

- イ 提案内容が抽象的で内容を理解できないものでないこと。
- ウ 提案内容が曖昧で実現性および効果を確認できないものでないこと。
- エ 前提条件付きの提案をしないこと。
- オ 企画提案書に専門用語の記載があれば、用語集を最終頁に添付すること（頁数に含まない）。

(4) 見積金額について

調達にかかる消費税及び地方消費税を含む金額を審査対象額とする。このため、当該金額を見積書に記載すること。

(2) 提出期限

令和6年12月4日（水）正午まで

(3) 提出方法

持参または郵送に限る。持参の場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする。なお、郵送の場合は受取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。

(4) 提出先

「7 質問・回答 (3) 提出先」に同じ

10 プレゼンテーションおよびヒアリング審査の実施

提案に関するプレゼンテーションおよびヒアリング審査を以下のとおり実施する。

(1) 実施日時

令和6年12月24日（火） 午後

(2) 場所

守山市役所 3階 31会議室

(3) 説明時間

20分以内

(4) プレゼンテーション方法

提案者が作成したパワーポイントファイルをプロジェクタで映写し、説明を行う。パワーポイントファイルの内容は企画提案書に沿ったものとする。

(5) 質疑応答

10分程度

※ プレゼンテーション審査当日の追加資料は原則認めない。ただし、パワーポイント等で説明する場合に、画面表示を手元で確認するために、画面表示と同じものを印刷した資料に限り配布を認める。

11 審査方法

事前に定めた審査基準に基づき審査し、候補者および次順位候補者を選定する。

審査は、書類審査（一次審査）およびプレゼンテーション審査（二次審査）を行う。

配点は以下の表のとおりである。

審査項目	配点
・書類審査（一次審査）	100
・プレゼンテーション審査（二次審査）	600
総合点	700

(1) 書類審査（一次審査）

ア 提出書類に基づく参加資格審査

イ 機能要件定義書に基づく審査

- ・ 必須要件のうち該当しない項目がある場合、参加資格を有しない。
- ・ 必須要件以外の項目を一次審査の評点の対象とし、配点は 100 点を満点とする。
非該当項目がある場合、次の計算式により減点する。

(式) 必須要件以外の非該当項目数/必須要件以外の項目数×100

※減点は小数点第一位を四捨五入し、整数とする。

(2) プレゼンテーション審査（二次審査）

審査委員が各自 100 点満点で評価、採点する。審査員 6 名の評価点の合計である 600 点を満点とする。

(3) 総合点

総合点が最低基準点（満点 700 点の 6 割）以上となった応募事業者のうち、評価点が最も高いものを候補者として選定する。なお、応募が 1 事業者であった場合でも、評価得点が最低基準点以上となる場合は候補者となる。（審査基準は別紙参照）

12 審査結果

(1) 通知方法プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に文書で通知する。

(2) 通知日

令和 7 年 1 月中旬 予定

13 企画提案書等の取扱い

(1) 企画提案書の提出は 1 者につき 1 案とする。

(2) 提出された全ての書類は、返却しない。

(3) 提出後の差し替えおよび追加・削除は認めない。

- (4) 提出された書類は、提出した者に無断で、本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (5) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

14 情報公開および提供

審査の結果については、守山市のホームページ上で公表する。公表する内容は以下のとおりとする。

- (1) 候補者名
- (2) 参加事業者数
- (3) 参加事業者の評価点（得点順）

市は、提案者から提出された企画提案書等について、守山市情報公開条例（平成 11 年条例第 21 号）に規定による請求に基づき、公開することができるものとする。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等または当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められる情報等は非公開となる場合がある。

なお、本プロポーザルの候補者選定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の公開とする。

15 その他

- (1) 言語および通貨単位

手続きにおいて使用する言語および通貨単位は、日本語および日本国通貨に限る。

- (2) 費用負担

企画提案書の作成、提出その他の提案に係る一切の費用は、すべて提案者の負担とする。

- (3) 参加申込み後の辞退

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退することとなった場合は、すみやかに書面（様式は任意）により、担当課あてに提出すること。

- (4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ 説明会を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- カ 見積書の金額が、第 3 項に掲げる見積限度額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、作成者に帰属するものとする。ただし、守山市は候補者に選定された者が作成した企画提案書の内容を無償で利用できるものとする。

(6) 提案者は、本プロポーザルの実施後、不知または内容の不明を理由として、意義を申し立てることはできないものとする。

16 問い合わせ先

〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号

守山市 教育委員会事務局学校教育課 担当：竹村、西村

電話 077-582-1141（直通） FAX 077-582-9441

電子メール gakkokyoiku@city.moriyama.lg.jp

(別紙) プレゼンテーション審査（二次審査）審査基準

評価項目	評価の着眼点		配点
	評価内容	評価基準	
提案内容	1 調達内容の理解度	デジタルドリルの利用目的が十分理解されているか、活用への課題認識が具体的かどうかを評価する。	15
	2 ドリルの画面構成・操作性	児童生徒および教員の利用に際し、画面構成が分かりやすく操作性（別ページへの移動や回答入力のしやすさ）に優れているかどうかを評価する。	15
	3 学校で活用できる工夫	学校で活用できる工夫があるかどうかを評価する。	15
	4 導入支援	導入に際し、学校現場および教育委員会事務局の負担が少ない導入支援となっているかどうかを評価する。	10
	5 活用支援	導入後、継続的な活用を図るため、必要な支援が提供されるかどうかを評価する。	15
実施体制	6 セキュリティ対策	セキュリティ対策として、アクセス権限や情報資産の取り扱いについて十分配慮されているかを評価する。	5
	7 スケジュール	当該調達の実施に際し、スケジュールの設定が適切であるかどうかについて評価する。	5
	8 見積価格	配点（20点）×（提案価格のうち最低価格/提案者の提案価格）※小数点以下切り捨て	20
合計			100